

国家発展改革委員会、商務部 『外商投資安全審査弁法』を公布

国家発展改革委員会及び商務部は、2020年12月19日付で『外商投資安全審査弁法』（2020年第37号、以下、「37号弁法」という）を公布した。「37号弁法」は『外商投資法』の関連規定として、中国の「外商投資安全審査制度」を具体化したものであり、2021年1月18日より施行される。

【ポイント】

- ▶ 外国投資家は域内での企業新設、持分買収等の投資について、安全審査の要否を確認する必要あり。
- ▶ 安全審査に係る投資領域は、国防、軍事工業及び国家安全に係る重要な領域を含む。
- ▶ 外国投資家は投資実行前に、安全審査の関連相談、申告及び審査を完了させる必要あり。

1. 政策の背景

2020年1月1日より施行された『外商投資法』及びその実施条例によると、外商投資管理に関する措置は主に、①参入前国民待遇+ネガティブリスト管理制度、②外商投資情報報告制度、③**外商投資安全審査制度**等の3つとする。そのうち、「外商投資安全審査制度」は、グローバルで一般的な外資管理制度で、外資誘致をする同時に、**経済利益と国家安全のバランスを取る**ことを主要な目的としている。

これまで、中国の外商投資安全審査は、外国投資家によるM&Aを主な対象としていた。その後、自由貿易試験区内において、外商投資安全審査の範囲はプロジェクトや企業の**新設**、及びその他の方式の投資（VIE、持分の代理保有等）に拡大した。関連規定の沿革は【図表1】をご参照。

【図表1】外商投資安全審査関連規定の沿革

公布時間	通達番号	法律規定	概要
2007年	主席令 第68号	独占禁止法	外資によるM&Aに対して、中国政府が国家安全審査を行うと初めて明確に規定
2011年	国弁発 [2011]6号	外国投資家による域内企業のM&Aに係る安全審査制度の構築に関する通達	外資によるM&Aの安全審査制度を正式に構築
2015年	国弁発 [2015]24号	自由貿易試験区における外国投資の国家安全審査試行弁法	自由貿易試験区内において、外資安全審査の範囲はプロジェクトや企業の 新設 、及びその他の方式の投資*に拡大
2020年	国家発展改革委員会 商務部令 2020年第37号	外商投資安全審査弁法 (本件)	全国における外商投資の国家安全審査制度を正式に構築

※ その他の方式の投資は、変動持分事業体（VIE）モデル、持分の代理保有、信託、再投資、域外取引、リース、EB債購入等を含む

2. 本規定の主要内容

1) 外商投資安全審査メカニズム

国は外商投資安全審査メカニズム（以下、「メカニズム」という）を構築し、**国家發展改革委員会、商務部**が、外商投資の安全審査業務をアレンジ、調整、指導する責任を負い、主導する。メカニズムのオフィスは**国家發展改革委員会**に設置され、連絡先は以下の通り。

住所：北京市西城区三里河南五巷**国家發展改革委員会西ビル 1F**

電話：010-68501622、68502979

※出所：国家發展改革委員会公告 2019 年第 4 号

2) 安全審査に該当する外商投資活動

【図表 2-1】安全審査に該当する外商投資活動

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国投資家が単独もしくはその他の投資家とともに域内でプロジェクトを新設、もしくは企業を設立する場合 ✓ 外国投資家が M&A 方式で域内企業の持分もしくは資産を取得する場合 ✓ 外国投資家がその他の方式を通じて域内で投資する場合 <p>※香港、マカオ、台湾の投資家による投資は、本弁法の規定を参照して執行 ※証券領域における外商投資の適用方法は証券監督管理機構とメカニズムより別途制定する</p>

3) 安全審査に該当する外商投資領域

【図表 2-2】安全審査に該当する外商投資領域

国防・軍事工業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 軍事工業、軍事工業関連等の国防安全領域への投資 ✓ 軍事施設及び軍事工業施設周辺地域への投資
国家安全に係る重要領域に投資し、かつ投資先企業の実質支配権を取得	<p>重要領域の範囲</p> <p>①重要農産物、②重要エネルギーと資源、③重大設備製造、 ④重要インフラ施設、⑤重要運輸サービス、⑥重要文化商品とサービス、⑦重要情報技術及びインターネット商品とサービス、 ⑧重要金融サービス、⑨コア技術、⑩その他の重要領域</p> <p>実質支配権の取得に該当する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国投資者が企業の 50%以上の持分を保有する場合 ✓ 外国投資者が保有する企業の持分は 50%未満だが、董事会、株主会もしくは株主大会において保有する議決権が議決に重大な影響を与える場合 ✓ 外国投資家が企業の経営判断、人事、財務、技術等に重大な影響をもたらす場合

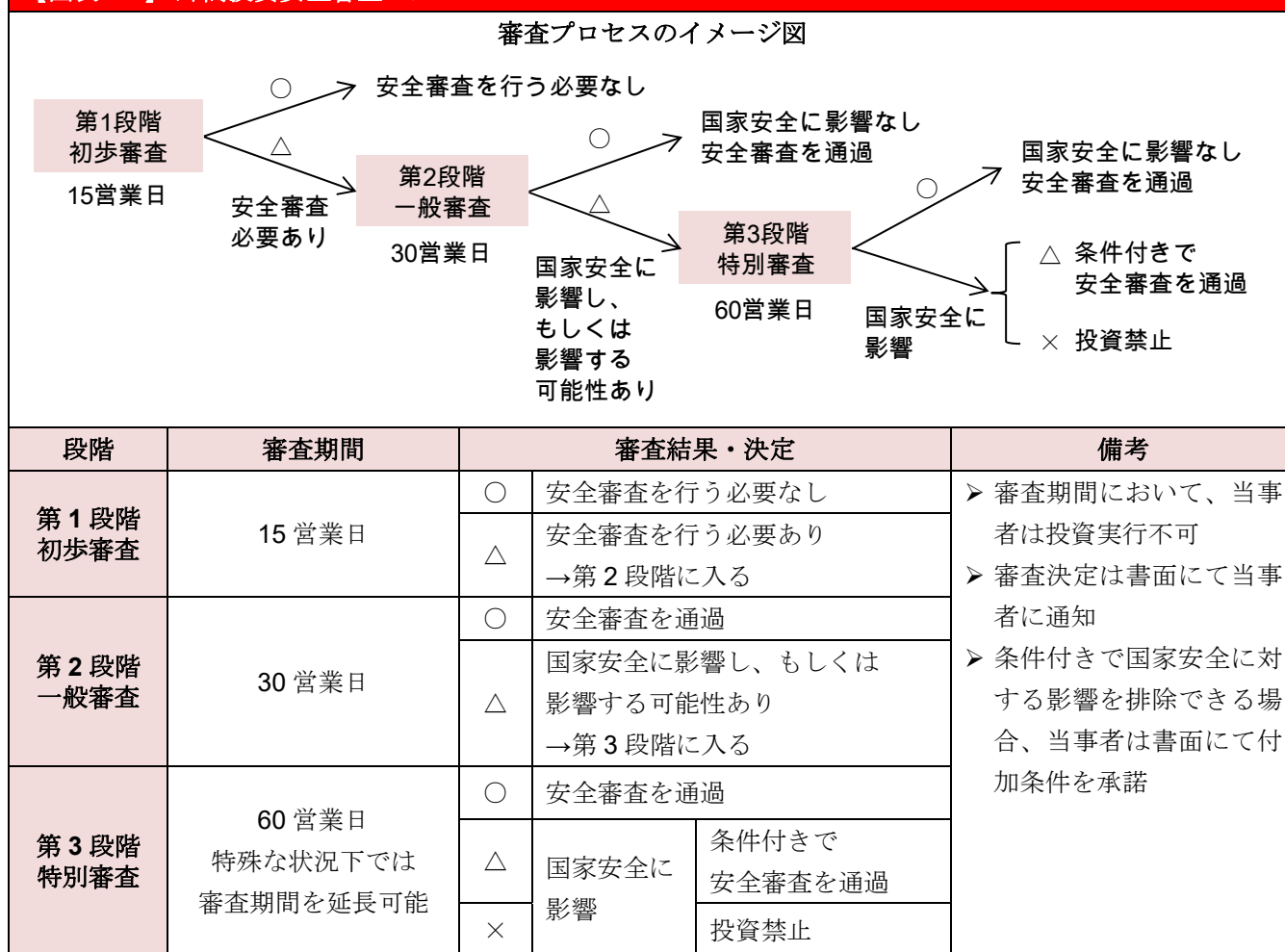
4) 外商投資安全審査の申告

【図表 2-3】外商投資安全審査の申告

外国投資家もしくは域内関連当事者は、投資を実施する前に自主的にメカニズムのオフィスに申告する必要がある	
申告資料	<ul style="list-style-type: none"> ①申告書*、②投資案、③外商投資の国家安全への影響についての説明、 ④メカニズムのオフィスが規定するその他の資料 <p>※申告書に外国投資家の名称、所在、経営範囲、投資の基本情報及びメカニズムのオフィスが規定するその他の事項を記載する必要あり</p>

5) 外商投資安全審査のプロセス

【図表 2-4】 外商投資安全審査のプロセス



6) 外国投資家の投資案の修正、取止め及び変更

【図表 2-5】 外国投資家の投資案の修正、撤廃及び変更

審査期間	投資案の修正	審査期間はメカニズムのオフィスの修正後の投資案の受領日から再計算
	投資の取止め	審査を終了
審査通過後	投資案の変更	安全審査を通過後、当事者が投資案を変更し、国家安全に影響し、もしくは影響する可能性がある場合、再度メカニズムのオフィスに申告する必要がある

7) 外国投資の安全審査決定の執行

【図表 2-6】 外国投資の安全審査決定の執行

審査決定	執行方式
審査を通過	投資実行が可能
条件付きで審査を通過	条件付きで投資を実行
投資禁止	▶ 投資実行不可 ▶ 既に投資を実行した場合、期限付きで持分もしくは資産を処分、その他必要措置を取り、投資実行前の状態に戻し、国家安全に対する影響を排除必要あり

8) 規定違反の場合の懲戒方式

【図表 2-7】 規定違反の場合の懲戒方式		
規定違反の状況	懲戒方式	
規定に基づき申告をせずに投資を実行する場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 期限付きで申告するよう命令する ▶ 申告を拒否する場合、期限付きで持分もしくは資産を処分し、その他の必要な措置を取り、投資実行前の状態に戻させ、国家安全に対する影響を排除するよう命令する 	不良信用記録として国家関連信用信息システムに記録し、関連規定に基づき懲戒処分を実施
虚偽の資料を提供し、もしくは関連情報を隠ぺいする場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関連決定を取り消す ▶ 既に投資が実行された場合、期限付きで持分もしくは資産を処分し、その他の必要な措置を取り、投資実行前の状態に戻させ、国家安全に対する影響を排除するよう命令する 	
付加条件に基づき投資していない場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 改善命令を出す ▶ 改善を拒否する場合、期限付きで持分もしくは資産を処分し、その他の必要な措置を取り、投資実行前の状態に戻させ、国家安全に対する影響を排除するよう命令する 	

3. 企業への影響

外商投資安全審査は、グローバルで一般的な外資管理制度で、中国の外商投資管理の主要な措置の1つである。今後、外国投資家は中国で投資（例えば、企業新設、域内企業に対する持分買収等）を実行する際、投資活動や投資領域が安全審査の対象となるかを事前に確認する必要がある。安全審査の要否が不明な場合、メカニズムのオフィスに相談することが可能。安全審査に該当すると確認した場合、「37号弁法」の要求に基づき安全審査を通過した後、規定に基づき中国域内で投資活動を展開する必要がある。

引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させて頂く。 以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">国家发展和改革委员会 商务部令 2020年第37号</p> <p>《外商投资安全审查办法》已经2020年11月27日国家发展和改革委员会第13次委务会议审议通过，并经国务院批准，现予公布，自2021年1月18日起施行。</p> <p>国家发展和改革委员会主任：何立峰 商务部部长：钟山 2020年12月19日</p> <p style="text-align: center;">外商投资安全审查办法</p> <p>第一条 为了适应推动形成全面开放新格局的需要，在积极促进外商投资的同时有效预防和化解国家安全风险，根据《中华人民共和国外商投资法》《中华人民共和国国家安全法》和相关法律，制定本办法。</p> <p>第二条 对影响或者可能影响国家安全的外商投资，依照本办法的规定进行安全审查。本办法所称外商投资，是指外国投资者直接或者间接在中华人民共和国境内（以下简称境内）进行的投资活动，包括下列情形：</p> <p>（一）外国投资者单独或者与其他投资者共同在境内投资新建项目或者设立企业；</p> <p>（二）外国投资者通过并购方式取得境内企业的股权或者资产；</p> <p>（三）外国投资者通过其他方式在境内投资。</p> <p>第三条 国家建立外商投资安全审查工作机制（以下简称工作机制），负责组织、协调、指导外商投资安全审查工作。</p> <p>工作机制办公室设在国家发展改革委，由国家发展改革委、商务部牵头，承担外商投资安全审查的日常工作。</p>	<p style="text-align: center;">国家发展改革委员会 商务部令 2020年第37号</p> <p>『外商投資安全審査弁法』は、2020年11月27日の国家発展改革員会第13次委員会業務會議の審査を通過し、國務院の批准を受け、ここに公布し、2021年1月18日より施行する。</p> <p>国家発展改革委員会主任：何立峰 商務部部長：鐘山 2020年12月19日</p> <p style="text-align: center;">外商投資安全審査弁法</p> <p>第1条 全面改革の新局面の形成を推進する必要性に応じ、外商投資を積極的に促進すると同時に国家の安全リスクを有効に予防及び解消するために、『中華人民共和国外商投資法』、『中華人民共和國国家安全法』及び関連法律に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第2条 国家安全に影響し、もしくは影響する可能性のある外商投資に対し、本弁法の規定に基づき安全審査を行う。本弁法がいう外商投資とは、外国投資家が直接的もしくは間接的に中華人民共和國域内（以下、「域内」という）において行う投資活動を指し、以下の状況を含む。</p> <p>(1)外国投資家が単独もしくはその他の投資家とともに域内でプロジェクトを新設し、もしくは企業を設立する場合、</p> <p>(2)外国投資家がM&Aの方式で域内企業の持分もしくは資産を取得する場合、</p> <p>(3)外国投資家はその他の方式を通じて域内で投資する場合。</p> <p>第3条 国は外商投資安全審査メカニズム（以下、「メカニズム」という）を構築し、外商投資案安全審査業務をアレンジ、調整、指導する責任を負う。</p> <p>メカニズムのオフィスは、国家発展委員会に設立し、国家発展委員会、商務部が主導し、外商投資安全審査の日常業務を担当する。</p>

第四条 下列范围内的外商投资，外国投资者或者境内相关当事人（以下统称当事人）应当在实施投资前主动向工作机制办公室申报：

（一）投资军工、军工配套等关系国防安全的领域，以及在军事设施和军工设施周边地域投资；

（二）投资关系国家安全的重要农产品、重要能源和资源、重大装备制造、重要基础设施、重要运输服务、重要文化产品与服务、重要信息技术和互联网产品与服务、重要金融服务、关键技术以及其他重要领域，并取得所投资企业的实际控制权。

前款第二项所称取得所投资企业的实际控制权，包括下列情形：

（一）外国投资者持有企业 50%以上股权；

（二）外国投资者持有企业股权不足 50%，但其所享有的表决权能够对董事会、股东会或者股东大会的决议产生重大影响；

（三）其他导致外国投资者能够对企业的经营决策、人事、财务、技术等产生重大影响的情形。

对本条第一款规定范围（以下称申报范围）内的外商投资，工作机制办公室有权要求当事人申报。

第五条 当事人向工作机制办公室申报外商投资前，可以就有关问题向工作机制办公室进行咨询。

第六条 当事人向工作机制办公室申报外商投资，应当提交下列材料：

- （一）申报书；
- （二）投资方案；
- （三）外商投资是否影响国家安全的说明；
- （四）工作机制办公室规定的其他材料。

申报书应当载明外国投资者的名称、住所、经营范围、投资的基本情况以及工作机制办公室规定的其他事项。

工作机制办公室根据工作需要，可以委托省、自治区、直辖市人民政府有关部门代为收取

第4条 下記の範囲内での外商投資において、外国投資家もしくは域内関連当事者（以下、「当事者」という）は、投資を実施する前に自主的にメカニズムのオフィスに申告しなければならない。

(1)軍事工業、軍事工業関連等の国防安全の領域に投資、または軍事施設及び軍事工業施設周辺地域において投資する場合、

(2)国家安全に係る重要農産物、重要エネルギーと資源、重大設備製造、重要インフラ施設、重要運輸サービス、重要文化商品とサービス、重要情報技術及びインターネット商品とサービス、重要金融サービス、コア技術及びその他の重要領域に投資し、かつ投資先企業の実質支配権を取得する場合

前項第2号がいう投資先企業の実質支配権の取得とは、以下の状況を含む。

(1)外国投資者が企業の50%以上の持分を保有する場合、

(2)外国投資者が保有する企業の持分は50%未満だが、董事会、株主会もしくは株主大会において保有する議決権が議決に重大な影響を与える場合、

(3)外国投資家が企業の経営判断、人事、財務、技術等に重大な影響をもたらす場合

本項第1号に規定される範囲（以下、「申告範囲」という）内の外商投資に対し、メカニズムのオフィスは当事者に申告するよう要求する権利を有する。

第5条 当事者は、メカニズムのオフィスへの外商投資の申告前に、関連する問題についてメカニズムのオフィスへ相談が可能とする。

第6条 当事者は、メカニズムのオフィスに外商投資を申告する場合、下記の資料を提出する必要がある。

- (1)申告書、
- (2)投資案、
- (3)外商投資の国家安全への影響についての説明、
- (4)メカニズムのオフィスが規定するその他の資料

申告書に外国投資家の名称、所在、経営範囲、投資の基本状況及びメカニズムのオフィスが規定するその他の事項を記載する必要がある。

メカニズムのオフィスは業務における必要性に応じて、省、自治区、直轄市の人民政府の関連部門に

并转送本条第一款规定的材料。

第七条 工作机制办公室应当自收到当事人提交或者省、自治区、直辖市人民政府有关部门转送的符合本办法第六条规定的材料之日起 15 个工作日内，对申报的外商投资作出是否需要进行安全审查的决定，并书面通知当事人。工作机制办公室作出决定前，当事人不得实施投资。

工作机制办公室作出不需要进行安全审查决定的，当事人可以实施投资。

第八条 外商投资安全审查分为一般审查和特别审查。工作机制办公室决定对申报的外商投资进行安全审查的，应当自决定之日起 30 个工作日内完成一般审查。审查期间，当事人不得实施投资。

经一般审查，认为申报的外商投资不影响国家安全的，工作机制办公室应当作出通过安全审查的决定；认为影响或者可能影响国家安全的，工作机制办公室应当作出启动特别审查的决定。工作机制办公室作出的决定应当书面通知当事人。

第九条 工作机制办公室决定对申报的外商投资启动特别审查的，审查后应当按照下列规定作出决定，并书面通知当事人：

(一) 申报的外商投资不影响国家安全的，作出通过安全审查的决定；

(二) 申报的外商投资影响国家安全的，作出禁止投资的决定；通过附加条件能够消除对国家安全的影響，且当事人书面承诺接受附加条件的，可以作出附条件通过安全审查的决定，并在决定中列明附加条件。

特别审查应当自启动之日起 60 个工作日内完成；特殊情况下，可以延长审查期限。延长审查期限应当书面通知当事人。审查期间，当事人不得实施投资。

本項第 1 号に規定される資料の受取・転送の代理を委託可能とする。

第 7 条 メカニズムのオフィスは、当事者が提出する、もしくは省、自治区、直轄市の人民政府の関連部門が転送した本弁法第 6 条に規定される資料の受領日から 15 営業日以内に、申告する外商投資の安全審査の要否を決定し、書面にて当事者に通知する必要がある。メカニズムのオフィスが決定を下す前に、当事者は投資を実行してはならない。

メカニズムのオフィスが安全審査は不要と決定した場合、当事者は投資実行が可能となる。

第 8 条 外商投資の安全審査は、一般審査と特別審査に分けられる。メカニズムのオフィスは、申告された外商投資の安全審査を行うと決定する場合、決定日から 30 営業日以内に一般審査を完了する必要がある。審査期間内において、当事者は投資を実行してはならない。

一般審査を経て、申告された外商投資が国家安全に影響しないと認定される場合、メカニズムのオフィスは安全審査の通過を決定する必要がある。国家安全に影響し、もしくは影響する可能性のあると認定される場合、メカニズムのオフィスは特別審査の実施を決定する必要がある。メカニズムのオフィスは下した決定を書面にて当事者に通知する必要がある。

第 9 条 メカニズムのオフィスは、申告された外商投資に係る特別審査の実施を決定する場合、審査後は下記の規定に基づき決定し、書面にて当事者に通知する必要がある。

(1) 申告された外商投資が国家安全に影響しない場合、安全審査の通過を決定する、

(2) 申告された外商投資が国家安全に影響する場合、投資の禁止を決定する。付加条件を追加することで国家安全に対する影響を無くすことが可能で、かつ当事者は付加条件の引受を書面にて承諾する場合、条件付きで安全審査を通過する決定を下し、決定に付加条件の列挙を可能とする。

特別審査は、実施日から 60 営業日以内に完成する必要がある。特殊な状況下では、審査期間の延長を可能とする。審査期間を延長する場合、当事者に書面にて通知する必要がある。審査期間内において、

第十条 工作机制办公室对申报的外商投资进行安全审查期间，可以要求当事人补充提供相关材料，并向当事人询问有关情况。当事人应当予以配合。

当事人补充提供材料的时间不计入审查期限。

第十一条 工作机制办公室对申报的外商投资进行安全审查期间，当事人可以修改投资方案或者撤销投资。

当事人修改投资方案的，审查期限自工作机制办公室收到修改后的投资方案之日起重新计算；当事人撤销投资的，工作机制办公室终止审查。

第十二条 工作机制办公室对申报的外商投资作出通过安全审查决定的，当事人可以实施投资；作出禁止投资决定的，当事人不得实施投资，已经实施的，应当限期处分股权或者资产以及采取其他必要措施，恢复到投资实施前的状态，消除对国家安全的影响；作出附条件通过安全审查决定的，当事人应当按照附加条件实施投资。

第十三条 外商投资安全审查决定，由工作机制办公室会同有关部门、地方人民政府监督实施；对附条件通过安全审查的外商投资，可以采取要求提供有关证明材料、现场检查等方式，对附加条件的实施情况进行核实。

第十四条 工作机制办公室对申报的外商投资作出不需要进行安全审查或者通过安全审查的决定后，当事人变更投资方案，影响或者可能影响国家安全的，应当依照本办法的规定重新向工作机制办公室申报。

第十五条 有关机关、企业、社会团体、社会公众等认为外商投资影响或者可能影响国家

当事者は投資を実施してはならない。

第10条 メカニズムのオフィスは、申告された外商投資の安全審査を行う期間において、当事者に関連補足資料の提供を要求し、当事者に関連状況の照会を可能とする。当事者は協力する必要がある。

当事者が補足資料を提供するまで期間は、審査期間に計上しない。

第11条 メカニズムのオフィスは、申告された外商投資の安全審査を行う期間において、当事者は投資案を修正するもしくは投資の取り止めに可能とする。

当事者が投資案を修正する場合、審査期間はメカニズムのオフィスが修正後の投資案の受領日から再計算する。当事者は投資を取り止める場合、メカニズムのオフィスは審査を終了する。

第12条 メカニズムのオフィスは、申告された外商投資の安全審査の通過を決定した場合、当事者は投資の実行が可能とする。投資の禁止を決定した場合、当事者は投資を実行してはならない。既に実行した場合、期間付きで持分もしくは資産を処分、その他必要措置を取り、投資実行前の状態に戻し、国家安全に対する影響を排除必要がある。条件付きでの安全審査の通過を決定する場合、当事者は付加条件に基づき投資を実行する必要がある。

第13条 外商投資に係る安全審査の決定について、メカニズムのオフィスは関連部門、地方人民政府とともに監督する。条件付きで安全審査を通過した外商投資に対し、関連証明資料の提出や現場検査等の方法で、付加条件の実施状況の確認を可能とする。

第14条 メカニズムのオフィスは、申告された外商投資に安全審査を行う必要がない、もしくは安全審査の通過の決定後、当事者が投資案を変更し、国家安全に影響し、もしくは影響する可能性のある場合、本弁法に基づき再度メカニズムのオフィスに申告する必要がある。

第15条 関連機関、企業、社会团体、社会全体等が、外商投資が国家安全に影響し、もしくは影響す

安全的，可以向工作机制办公室提出进行安全审查的建议。

第十六条 对申报范围内的外商投资，当事人未依照本办法的规定申报即实施投资的，由工作机制办公室责令限期申报；拒不申报的，责令限期处分股权或者资产以及采取其他必要措施，恢复到投资实施前的状态，消除对国家安全的影响。

第十七条 当事人向工作机制办公室提供虚假材料或者隐瞒有关信息的，由工作机制办公室责令改正；提供虚假材料或者隐瞒有关信息骗取通过安全审查的，撤销相关决定；已经实施投资的，责令限期处分股权或者资产以及采取其他必要措施，恢复到投资实施前的状态，消除对国家安全的影响。

第十八条 附条件通过安全审查的外商投资，当事人未按照附加条件实施投资的，由工作机制办公室责令改正；拒不改正的，责令限期处分股权或者资产以及采取其他必要措施，恢复到投资实施前的状态，消除对国家安全的影响。

第十九条 当事人有本办法第十六条、第十七条、第十八条规定情形的，应当将其作为不良信用记录纳入国家有关信用信息系统，并按照国家有关规定实施联合惩戒。

第二十条 国家机关工作人员在外商投资安全审查工作中，滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、泄露国家秘密或者其所知悉的商业秘密的，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第二十一条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者进行投资，影响或者可能影响国家安全的，参照本办法的规定执行。

る可能性のあると認識する場合、メカニズムのオフィスに安全審査実施の提言を可能とする。

第16条 申告範囲内の外商投資に対し、当事者は本弁法の規定に基づき申告をせず投資を実行する場合、メカニズムのオフィスより期限付きで申告するよう命令する。申告を拒否する場合、期限付きで持分もしくは資産を処分し、その他の必要な措置を取り、投資実行前の状態に戻させ、国家安全に対する影響を排除するよう命令する。

第17条 当事者は、メカニズムのオフィスに虚偽の資料を提供し、もしくは関連情報を隠ぺいする場合、メカニズムのオフィスより改善するよう命令する。虚偽の資料を提供し、もしくは関連情報を隠ぺいして安全審査を通過した場合、関連決定を取り消す。既に投資が実行された場合、期限付きで持分もしくは資産を処分し、その他の必要な措置を取り、投資実行前の状態に戻させ、国家安全に対する影響を排除するよう命令する。

第18条 条件付きで安全審査を通過した外商投資について、当事者が付加条件に基づき投資を実行していない場合、メカニズムのオフィスより改善命令を出し、改善を拒否する場合、期限付きで持分もしくは資産を処分し、その他の必要な措置を取り、投資実行前の状態に戻させ、国家安全に対する影響を排除するよう命令する。

第19条 当事者は本弁法第16条、第17条、第18条が規定する状況にある場合、それは不良信用記録として国家関連信用情報システムに記録され、国の関連規定に基づき懲戒処分を実施する必要がある。

第20条 国家機関の従業員は外商投資安全審査業務を行う中、職権を乱用し、職責を怠慢し、私情により不正を働き、国家秘密もしくは把握する商業秘密を漏えいする場合、法に基づき処分する。犯罪となる場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第21条 香港特别行政区、マカオ特别行政区、台湾地区の投資家が投資を行い、国家安全に影響し、もしくは影響する可能性のある場合、本弁法の規定

<p>第二十二條 外国投資者通过証券交易所或者国务院批准的其他証券交易場所購買境内企業股票，影响或者可能影响國家安全的，其适用本辦法的具体辦法由国务院証券監督管理机构会同工作機制辦公室制定。</p> <p>第二十三條 本辦法自公布之日起三十日後施行。</p>	<p>を参照して執行する。</p> <p>第22條 外国投資家は、証券取引所もしくは国务院が批准したその他の証券取引所を通じて域内企業の株式を購入し、國家安全に影響し、もしくは影響する可能性のある場合、本辦法を適用する具体的方法について国务院証券監督管理机构よりメカニズムのオフィスとともに制定する。</p> <p>第23條 本辦法は、公布日より30日後に施行する。</p>
---	---

【日本語参考訳：MUFGバンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFGバンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。

☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。

☞ 本資料に含まれる情報は、MUFGバンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。

☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。

☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。

☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFGバンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部 中国ビジネスソリューション室

(商号) MUFGバンク（中国）有限公司
 (住所) 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場17-20階
 (登録番号) 中国銀行保險監督管理委員会上海監督局 B0288H23100001